

平成30年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。

- 2 開催日 平成30年10月22日（月） 午後1時22分

- 3 開催場所 鹿沼市民情報センター 1階 研修室

- 4 出席委員 委員長 貝塚美浩
委員 前橋明朗
委員 高田悦夫

- 5 審議対象期間 平成29年6月1日から平成30年5月31日

- 6 対象案件 総数 260件
抽出案件 7件
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 5件
随意契約 2件

議事等の概要

1 報告事項

(1)発注状況について

事務局から、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの発注状況について説明。

(2)指名停止の運用状況について

事務局から、9件の指名停止の運用状況について説明。

(3)談合情報対応状況について

事務局から、審査対象期間内において、談合情報は無かった旨報告。

(4)抽出結果報告

前橋委員より、抽出工事を選定した理由について、鹿沼市入札適正化委員会条例第2条第2号の規定による公共工事の抽出は、事後審査型条件付き一般競争入札の中から契約金額が高いもの或いは工種等を考慮し5件、随意契約については契約金額の高いもの2件を抽出した旨報告。

2 審議事項

(1)「市道0301号線（大和田橋）橋梁補修工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市大和田町
- ・都市建設部土木課発注

(2)「鹿沼市立北中学校校舎外装外改修工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市武子
- ・都市建設部建築課発注

(3)「鹿沼市立さつきが丘小学校給排水設備外改修工事（第2期）（建築工事）」について

- ・工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・都市建設部建築課発注

(4)「第4浄水場高度浄水処理施設電気設備工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市西茂呂4丁目
- ・水道部水道施設課発注

(5)「第4浄水場高度浄水処理施設工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市西茂呂4丁目
- ・水道部水道施設課

(6)「黒川終末処理場CRT監視装置修繕工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市上殿町
- ・環境部下水道施設課発注

(7)「鹿沼市斎場火葬炉設備改修工事」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市富岡
- ・ 市民部生活課発注

⇒すべての審議案件について、入札は適正に執行されたことが確認された。

3 抽出案件についての主な質疑

<審議案件（1）について>

委員 過去の橋梁補修工事を調べてみた結果、参加業者数が多いにもかかわらず、橋梁補修工事を3年連続で同一業者が落札している。落札業者が橋梁補修工事に技術的に特化しているなど、技術的な問題があるのか。

事務局 今回の入札については、一般競争入札で行われており、入札の参加の意思、入札額については、業者の考えや、積算に基づいている。今回、最低価格を入札した結果、同一業者が3年連続の落札となっただけと考えている。

委員 当初の契約金額6,500万円、変更後で7,100万円となっているが、増額した理由は。

工事担当 側面図で両脇に2スパン位斜めの斜線が引いてある場所があるが、こちらが当初塗装工の中で特にいたんでいる箇所と想定していた。実際に足場をかけて、近接目視によって、再踏査を行った結果、約2m位さらに進行している箇所が見られたため、足場の増工と塗装の増を行った。

委員 今後、鹿沼市において、橋梁補修工事が必要な場所はどのくらいあるのか。

工事担当 現在、計画されているものを説明する。今年度は黒川橋の下り線を1橋、補修工事発注予定。次年度31年度は、上見立橋外3橋、計4橋を予定しているが、こちらは今までの橋より小さい橋なので年間4橋位補修したいと考えている。平成32年は南大通りの跨線橋外1橋 計2橋を予定。平成33年度は新鹿沼橋1橋を予定している。

<審議案件（2）について>

委員 北中学校における以前の改修工事はいつ頃行われたのか。その時の金額・業者を教えて欲しい。

工事担当 過去10年で、約40件。規模としては十数万円のものから1,000万円規模のもの、1億を超える規模の物まであった中で、1000万円規模以上の物4件について報告する。平成22年、屋内運動場耐震補強工事、工期が平成22年10月から23年の1月まで、契約金額が、13,177,500円、(株)山一。平成23年、校舎の耐震補強工事、工期が23年の6月から24年の2月まで、金額が1億3,845千円、(株)安中建設。平成23年から平成24年、2カ年にわたりまして、特別教室棟、こちらは東日本大震災における災害復旧工事、9,555,000円、トーヨー建設。直近では平成28年給排水設備外改修工事、こちらは主にトイレのリフォームで、28年の7月から28年の11月まで77,857,000円、山田設備工業。以上が主な工事となる。

委員 外装工事は初めてか。

工事担当 直近10年間では行っていないが、その前に補修程度の工事は行っていると思う。大規模な改修工事、屋根の防水と外壁は初めてとなります。

委員 管理棟、もう1棟あるが、その外装の塗装を行うと同じくらいの金額になってしまうのか。

工事担当 管理棟については、屋根が切妻の鉄板屋根になっており、今回の陸屋根とは耐久性が違いうため、改修工事はしなくても大丈夫だと考えている。また外壁がALCなのでRCの外壁と違い、劣化度がずいぶん軽く、今回は工事に含んでいない。

委員 設備工事とあるが、どのような内容か。

工事担当 廊下の改修工事に伴い、電気設備工事では、照明器具をLEDに取り換えた。廊下全体と階段室の照明器具を交換する電気設備工事で約270万円予定している。もう一つが機械設備工事で、消火栓ボックスが廊下に設置してあるが、消火管の露出部分の保温材の取り換え工事を約10万円見込んでいる。

<審議案件（3）について>

委員 今回2期工事だが、3期もあるのか。また、3期の分け方はどのように分けたのか。

工事担当 工事を分割した理由は、児童が校舎を使いながらの工事を施工するに当たり、トイレが使用出来ない期間をなくすため夏休みをメインに施工している。解体工事等で床のはつり工事もあり、騒音等が発生するため夏休み中に終わらせたいということである。児童や利用者の負担を考えると、長い工期をとり、1本で工事を発注した場合、どうしてもそういった期間が必ず出てきてしまうため、児童等の負担を少なくするため、発注の仕方を1期、2期に分け、夏休み中に解体工事と騒音の大きい工事は終わる工事量、それを見越してこういった発注形態となっている。

委員 3期工事というと、これ1箇所でよいのか。

工事担当 工事は4期までを予定しており、トイレのリニューアル工事自体は3期の特別教室棟で終わる予定になっている。3期は機械設備工事になるが、排水管を今の浄化槽処理から下水道に接続する工事を一緒に検討している。4期工事については、高架水槽からの給水を受水槽からの直結でポンプアップするための給水管の改修工事を考えている。

委員 過去の分を調べたところ、東小学校でも給排水の設備の工事を行っている、先程と同じく、1期、2期とも同じ業者が落札している。経緯は同じか。

事務局 東小については、伊藤技建が、1期2期共に落札している。さつきが丘小については、1期工事と2期工事の、落札者が別になっているが、先程の審議案件1と同様に、入札の金額については業者の積算によるもので、適正に競争された結果、落札者が変わったと考えている。

<審議案件（4）について>

委員 不適合となった業者の資格要件に該当しないというのは、事前審査は出来ないのか。

事務局 鹿沼市で行っている事後審査型条件付き一般競争入札は、入札後に確認の書類を提出する方法で実施をしている。この入札のやり方では、最初公告をした時点で、それぞれの業者が入札の参加資格があるか、配置の技術者を置けるかどうか等を判断した上で、参加申請書を提出する。参加申請では、配置技術者の名前等の提出はなく、参加をしたい旨の申請のみとなる。その後、入札後に資格要件確認申請書の提出の際に配置技術者等の名前を記入して提出してもらうが、その時点で技術者を配置できるかを確認することになるため、事前の確認は難しいということをご理解をいただきたい。

委員 今の説明だと、不適合となった業者がたまたま落札したから、その中身がわかったけど、他の業者はそういった確認はしない。要は落札したので書類を提出してもらったら、要件を満たしていなかったということでのいいのか。

事務局 委員ご指摘のとおり事後審査ということで、後から出していただくことになるが、あくまで参加申請をする時点で各業者が、要件に合うか確認の上、入札参加の申請をするのが基本と考えている。

委員 参加申請の中に配置技術者の記入はないのか。

事務局 鹿沼市では、事後審査の段階で技術者が配置できるかどうか、その時点で確認することになる。確認の結果、配置できる技術者がおらず今回不適合という結果になった。技術者の資格要件としては、今回、主任技術者として配置できることとなっていたが、主任技術者になれる資格は複数あり、実務経験者や、今回は、電気工事士や、電気施工管理技士などの技術資格を持っている職員が今回は配置出来ないが、実務経験者を配置しようとした結果、登録名簿に記載がなく、不適合となった。

委員 経緯はわかった。1回落札して落札候補者が不適合となった場合、次の落札候補者までの手続きに時間的にはどのくらいのロスが出るのか。また、次の落札候補者から事後審査の書類を出してもらって、確認するとになると、最初の入札から、契約までの期間、また、伸びる期間はどれくらい違うのか。

事務局 正式な手続きとして、落札候補者が決まって、2日以内に事後審査の書類

を業者に提出をしてもらう。その後、提出した日から2日以内に鹿沼市で事後審査を行って落札者の決定し、正式に落札候補者決定から落札者決定まで4日間かかる。今回は事後審査書類が2日以内には提出され、その後2日以内に審査し不適合となった。その時点で、次の落札候補者の連絡をし、連絡から2日以内に次の落札候補者から事後審査書類を提出、その後2日以内に審査をするということで、最長8日間となる。通常は4日間である、事後審査の回数が増える度に4日ずつ日数が増えることになる。

委員 2番目に落札候補者となった業者の反応はどうだったのか。知らされた時の時点で、難しいとか、何かそういう話とか出たのかどうか。

事務局 2番目の落札候補者に連絡したところ、技術者も配置出来たので、そのあとは滞りなく手続きが進んだ。

委員 今回、最低制限価格よりも低い価格で入札した2社が失格となったが、このような状況になったのは、何か理由があるのか。

今回この入札は、入札額もばらつきが有るが何か理由がわかれば説明して欲しい。

事務局 最低制限価格を下回った理由については、こちらではわからない。今、業者のほとんどが積算のシステムを導入していると聞いている。現在は情報公開なども行われ、精度の高い積算が行われている。その中で、業者独自の積算をした結果が入札額となっており、これについて何が理由かは、わかりかねる。

委員 既設設備の中にあつた受電設備だが、新しく29年度に建てた別棟に、受電設備を設置するという考えはなかったのか。

工事担当 電気設備は30年以上が経過しているために更新する予定でいたが、新しく建てた紫外線処理棟の中は、図面のとおり、機械設備がほとんどを占め、電気設備を置く場所がない。既設の電気設備を新しくする際には、一度西側の駐車場にレンタル品の仮設の受電設備を設置し、そこに受電をして、その状態を保ちながら、古い設備を撤去、新しい設備を設置、受電をし、最後に仮設の受電設備を撤去するという工事を行うような、かなり立て込んだ作業になることから、新しく建てた紫外線処理棟には置かずに、既設のところに更新する工事を実施した。

委員 質問ではなく、意見としてだが、入札価格のバランス的なことで、積算システムの高度化でバラツキが無いように出てくるという話があった。しかし、このバラツキの方が健全のような気がしている。

委員 やはりこのバラツキというのは、9,500から600万円前後、1億700万円前後ということで、2種類に分かれている感じがする。その時の要素として、

間違いやすい要素があったのかどうかというのが、気にはなったが、特にそのあたりは、検討はするようなことはなかったのか。2種類に分かれている感じがしている。

事務局 私の方から積算システムの精度が上がっていると表現したが、入札の価格については、業者の意思で入札してもらっている。設計のシステムの精度が上がっている感じであるが、それに対して、落札金額をどこに設定するのかは、業者の考え次第となる。今回のバラツキは、業者の考えをもつての入札金額で、業者がこの金額であれば、うちは引き受けられる、という金額を設定した上での入札であり、こちらの方で入札金額に対し予定価格以下、最低制限価格以上であることの確認は行うが、中身の細かな部分は、業者の判断した金額と理解をしている。

<審議案件（5）について>

委員 参加10社の内、1社失格、8社が最低価格同額で、その後電子くじで決定。電子くじも含めて、こういうことが過去にもあったのか。この10社の内、1社失格で8社が同額という、それでその後くじまで至った経緯を聞きたい。

事務局 最低制限価格同額で数社が入札することは、毎月数件ある。これについては、積算システム等の進歩により、最低制限価格付近での入札があるが、これは落札したいとの業者の意思と考えている。この入札では電子くじを使った抽選を行った。資料5に、電子くじの当選決定方法を載せてあるが、これはホームページで公開しているもので、記載された計算により当選となった業者を落札候補者としている。電子入札での抽選はすべてこの方法で行っている。

委員 この8社は、当日、抽選に立会うのか。

事務局 立会いは、基本的に行っていない。電子入札は、前日の午後5時で入札書を締め切り、翌朝9時に役所のシステム内で開札を行う。システムで、業者の入札額を確認し、同一額とわかった時点で、システム内で抽選を行うという流れになっている。その結果を公表し納得いただくということで、立会いは求めている。

委員 管理棟既存施設内の薬品注入設備を更新した理由は。

工事担当 今回、脱炭酸処理施設を入れることにより、苛性の注入ポンプが不要になった。以前は、次亜塩素酸注入ポンプ3台、苛性の注入ポンプ3台の合計6台のポンプが室内にあったが、苛性の注入ポンプが3台不要になると、次亜の注入ポンプが一体型のポンプになることで、かなり簡略化され部屋の中も

きれいになった。また、一番重要な遠隔操作は、他の浄水場は第1浄水場の中央監視室で次亜塩素の注入量を自動で調整出来るが、第4浄水場は、古い設備のため、現場に来ての操作が必要であったが、今回、中央監視室で集中管理できる施設になるよう更新を行った。

<審議案件（6）について>

委員 実際に現場で、CRT監視装置の状況を見させてもらったが、これはパソコンの心臓部。修繕工事といっても外に見えるものではなくてソフトになるのか。

工事担当 機械を工場に持ち込み、中の構成物を交換した。

委員 監視装置2台の修繕が完了したが、部品供給が最後になる2017年以後はどうなるのか。

工事担当 メーカー保証5年だが、今までの運転実績から10年は持つと見込んでいる。この間に何かあった場合は、メーカーの方で緊急事態の対応は可能だと思っている。

委員 ハード面での更新の考えは。

工事担当 平成31年度末までに策定予定の「鹿沼市公共下水道ストックマネジメント計画」により、処理施設を水処理系、汚泥系に分け、また工種を土木、機械、電気に分け、さらに管路を加えて順次更新計画を進めていく予定である。

委員 ソフト部分の修繕案も10年を見込む、ハードがここから10年、同じ業者を使い続けることになるのか。

工事担当 次回の更新時に違うシステムが入る可能性はある。

委員 今回、随意契約を交わした内容は特殊な部分であり、今回のCRT装置の改修、今度はハードの改修、その後全体のシステム改修、とずっと同じ業者と随意契約を行い、いつまでも一般競争入札にならないという危惧もあるが。

工事担当 私ども大きな工事は日本下水道事業団という国の団体に委託して、ハード面の工事を行っている。昭和51年に下水道を供用開始した時に第1期の建物が出来て、43年目に入るが、更新計画は50年や25年という長期でプランを立てて更新していくため、その段階では違うメーカーが入り込んでくる可能性はある。ただ、一旦設備を入れてしまうと、その頭脳や神経が全部にいきわたり、違うものを入れる、つまりは違う血を入れることで不具合を生む心配がある。そのため25年サイクル、また、ソフト面で10年サイクルに移行するまでの間は随意契約も仕方ないと思っている。

<審議案件（7）について>

委員 今回、随意契約した業者は全国的な業者か。

工事担当 火葬炉業界のパイオニアと呼ばれている業者で、昭和22年8月15日に設立、資本金5,000万円の会社である。火葬炉施設の企画、設計、施工及び保守点検等を事業内容とする企業で、ほかに地方自治体の火葬炉施設の管理運営等の委託業務を行っている。

委員 手持ちの資料では、平成26年から29年まで、火葬炉の改修工事を年間700万円から800万円の金額で、毎年継続的に行われている。説明にあったように、毎年1基ずつとなると4基あり、4年で1回りとなるが、これは永久に続くのか。

工事担当 火葬炉の性格上、斎場業務等がありますので、4基一度に改修はできない。業務に支障がない範囲で、毎年何らかの補修工事が必要になってくると考えている。

委員 これから30年度、31年度と毎年同じような金額の補修が必要になる。実際には随意契約で行っているが、改修工事金額の見積りは出してもらっているのか。

工事担当 毎年、参考見積りという形で取っている。

委員 同じような金額になるのか。730万、860万、880万、730万が多いとか少ないってことはない。随意契約で行うが、この補修部分を見積もったらば、今年は500万、次の年はこっちをやって1,000万、というバラツキはないか。ちょっと見ると700万、800万を定期的に契約しているような感じに見える。

工事担当 火葬炉については、改修計画表があり、それに基づいて行っている。あと年2回行っている点検結果を基に、実施内容の決定をしているが、火葬炉に使われている耐火レンガの耐用年数が大体4年ほどであり、毎年1基ずつ改修すると同じような内容になり、同じような金額になってくる。

委員 年間の改修工事の主なものが耐火レンガの取り換えで、その大部分を占めるということか。それ以外の所もあれば、必要に応じその年の補修工事含めているということか。見積りは取っていて、出てきたのは耐火レンガの張り替えが、金額の大部分を占めている、そう考えればいいのか。

工事担当 はい、そうです。

委員 金額の妥当性はどうやって判断しているのか。民間では、相見積もりをとったりしているものが普通だと思うが

工事担当 相見積もりを取っていない。例えばレンガを作るところの5社で他の製品と比較というところちょっと難しいところもある。

委員 ほかに業者はいないのか。毎年、定期的な改修行っていて、突発的にそうはいかないということであれば、ある程度、計画的にその業者の方も含めて、入札が適正かどうかと考える必要があるのではと思ったのだが。

委員 県内の状況はどうか。この高砂炉材工業が多いのか。栃木県内の他の市とかも。

工事担当 他の市ですと、他の業者が行っているところもある。

委員 いろいろあるのか。それでは、他の市町村の状況を見てみてもいいのではないか。常に他の業者のデータや、どれくらい掛かっているのかを調べて、やり方を考える必要はあると思う。

委員 今回、随意契約の理由が、火葬業務の特性上、業務に支障がないよう円滑な施工をする。だったら、毎年必要な個所の改修工事を行うことは、計画的にいいと思う。業務に精通しない業者が施工した場合と書いてあるが、そういった業者は見積もりを出してこないと思うので、随意契約にする理由としてはこの場合については弱いのかなとは思ったが、そのあたりはどう考えているのか。

事務局 高砂炉材工業と数年契約しているので、施設の状況を十分熟知している。それを一番の根拠として、随意契約を行っている。今後は、委員の指摘もあったので、他の業者からの見積もり徴取や、他市の状況確認などを行い、業者の選定等について、慎重に進めるように考慮する。

閉 会 午後 3 時 0 3 分